

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：中部上北広域事業組合（医療職）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	1.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	1.1%
全職員	1.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	1.1%
本庁課長補佐相当職	1.1%
本庁係長相当職	1.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	1.0%
31～35年	1.1%
26～30年	1.0%
21～25年	1.0%
16～20年	1.0%
11～15年	1.0%
6～10年	1.0%
1～5年	1.1%

【説明欄】

- この調査において、男女どちらかの該当者が存在せず、比較できない場合には「—」と標記になります。
- 本調査の結果女性の給料の差異が多い理由は、看護職の手当等によるものです。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。